

平成30年第1回笠松町議会定例会会議録（第1号）

平成30年3月1日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	2番	古 田 聖 人
副 議 長	4番	川 島 功 士
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	3番	尾 関 俊 治
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	岩 越 誠
企画環境経済部長	村 井 隆 文
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設水道部長	田中幸治
教育文化部長	足立篤隆
会計管理者 兼会計課長	那波哲也
総務課長	平岩敬康
企画課長	山内明
郡教委学校教育課長	伊藤直輝

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	堀仁志
書記	中野妙子
主任	加藤紗起子
主任	大堀ももこ

1. 議事日程（第1号）

平成30年3月1日（木曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第1号報告 専決処分の報告について
- 日程第5 第1号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第6 第2号議案 笠松町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例について
- 日程第7 第3号議案 笠松町土地開発基金条例を廃止する条例について
- 日程第8 第4号議案 笠松町高額療養費資金貸付条例を廃止する条例について
- 日程第9 第5号議案 笠松町高額療養費資金貸付基金条例を廃止する条例について
- 日程第10 第6号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 第7号議案 笠松町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 第8号議案 笠松町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 第9号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 第10号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 第11号議案 笠松町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第16 第12号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 第13号議案 笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 第14号議案 笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 第15号議案 笠松町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 第16号議案 笠松町小口融資条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 第17号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 第18号議案 平成29年度笠松町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第23 第19号議案 平成29年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第24 第20号議案 平成29年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 第21号議案 平成29年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第26 第22号議案 平成29年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第27 第23号議案 平成30年度笠松町一般会計予算について
- 日程第28 第24号議案 平成30年度笠松町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第29 第25号議案 平成30年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第30 第26号議案 平成30年度笠松町介護保険特別会計予算について
- 日程第31 第27号議案 平成30年度笠松町下水道事業特別会計予算について
- 日程第32 第28号議案 平成30年度笠松町水道事業会計予算について
- 日程第33 第1号提出 平成29年度笠松町土地開発公社決算に関する書類の提出について

開会 午前10時00分

○議長（古田聖人君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成30年第1回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（古田聖人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

3番 尾 関 俊 治 議員

9番 船 橋 義 明 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（古田聖人君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月26日までの26日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は26日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（古田聖人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（堀 仁志君） それでは、2点御報告させていただきます。

まず1点目は、監査委員より1月15日、16日、17日に実施されました平成29年度定期監査の結果報告並びに平成29年度11月分、12月分及び1月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

2点目は、2月8日に笠松町役場で羽島郡町村議会議長会が開催され、平成30年度岐阜県町村議会議長会事業計画の確認及び平成30年度羽島郡町村議会議長会の予算が審議され、承認されました。以上でございます。

○議長（古田聖人君） 理事者の報告を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） 平成29年度の羽島郡二町教育委員会の点検評価報告書について、岐南町より報告をされましたので、議員の皆さんのお手元に配付をさせていただきました。

○議長（古田聖人君） 以上、御了承願います。

日程第4 第1号報告及び日程第5 第1号議案から日程第32 第28号議案まで並びに日程第33 第1号提出について

○議長（古田聖人君） 日程第4、第1号報告及び日程第5、第1号議案から日程第32、第28号議案までの28議案並びに日程第33、第1号提出を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い、順次説明願います。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

本日ここに、平成30年第1回笠松町議会定例会の開会に当たり、町政に対する基本的な考え方を申し述べるとともに、新年度予算の概要について御説明を申し上げます。

我が国の経済は、5年間のアベノミクスにより名目GDPや企業収益で過去最高を更新したほか、雇用や所得環境も大きく改善をされ、政府は民需主導の力強い経済成長を実現しております。

1月の岐阜県内の経済情勢についても、個人消費は、一部に弱さが見られるものの穏やかに回復している。また、生産活動は持ち直しており、雇用は着実に改善をしているとして、先行きについては、各種政策効果もあって、景気が着実に回復していることが期待されとの判断がなされました。

政府は、引き続き「一億総活躍社会」の実現に向けた新三本の矢を掲げ、経済の好循環を地方でも実感できるよう取り組むこととしていますが、当町財政への影響ははまだ満足できる水準に達成しておらず、厳しい財政状況が続く中、行政サービスを安定的に供給していくために、人口減少、少子・高齢化への対応など、増大する行政需要に対して必要な歳出を適切に計上する必要があります。

当町における歳入は、町税の大きな伸びは期待できず、普通交付税等を含めた一般財源の増収も見込める状況ではなく、介護、障害、子育て支援など扶助費の増加は避けられない中、公共施設の老朽化対策、計画的に進めている投資的事業などに多額の経費が必要となります。また、近年の大型公共事業により発行した町債残高がピークを迎え、今後増加する公債費は財政の硬直化を招くものと懸念をされます。

これらを踏まえ、住民視点を第一とし、限られた財源の中で優先順位を考え、効率的かつ効果的に施策を実行し、次の世代へ負担を先送りせず、健全で持続可能な行財政基盤を確立することが私の責務であると考えます。

それでは、新年度の予算編成に際しましての考え方について御説明を申し上げます。

当初予算編成に当たり、将来のまちづくりを考慮した施策や事業に集中投資するとともに、将来への不安を残さない堅実な予算としました。とりわけ、第5次総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の将来像達成に向けて、最優先すべき事業として、町民の生命と財産を守る強いまちづくり、心身ともに健全で人間味豊かに成長できるまちづくり、快適で機能的な生活環境を創出するまちづくりの3つを重点項目に掲げ、第5次総合計画の中間年の見直し後の事業展開にあわせ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、目指すべき笠松町の将来展望を実現するために取り組む施策や事業を進め、さらなる地域の活性化を目指すものとしたしました。

これらの方針のもとに編成をした平成30年度の歳入歳出予算額は、一般会計64億1,700万円、国民健康保険特別会計が25億590万3,000円、後期高齢者医療特別会計が2億7,424万6,000円、介護保険特別会計が18億6,571万6,000円、下水道事業特別会計が7億9,671万6,000円、水道事業会計3億3,059万6,000円、合計で121億9,017万7,000円となり、総額につきましては、前年度と比較して8.93%の減となりました。このうち一般会計については、前年度比4.30%の減となっています。

また、国民健康保険特別会計については21.26%の減、後期高齢者医療特別会計については6.02%の増、介護保険特別会計については2.67%の増となっています。また、下水道事業特別会計は23.7%の減、水道事業会計では12.55%の減となっています。

それでは次に、新年度の重点的に取り組む3つの項目に関連する事業を中心に御説明を申し上げます。

初めに、町民の生命と財産を守る強いまちづくりとして、防災・減災事業に積極的に取り組み、さらなる防災体制の強化を図るとともに、災害に強いまちづくりを進めてまいります。災害時や有事発生の際に有力な情報伝達手段となる全国瞬時警報システム（Jアラート）の機能拡張に伴い、増加する情報処理量に対応した新型機器へ更新し、住民へのより迅速な情報提供に努めてまいります。

大規模災害発生の備えとして、食料などの定期的な更新に加えて、自主防災会が整備する発電機やテントなどの防災備品等の整備に対する補助や、一般木造住宅の耐震診断、改修工事及び耐震シェルターを設置する方に対する助成を継続するとともに、新たに避難行動要支援者システムを導入し、要支援者名簿を総合的に管理することにより、実効性のある避難支援を進めてまいります。

災害復旧の迅速化につながる地籍調査では、引き続き図面作成等を進めるなど、住民生活に直結した防災施策の強化に努めるとともに、ゲリラ豪雨などの水害対策として、笠松町流域関連公共下水道雨水計画に基づき、雨水調整池の整備工事を継続推進し、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

さらに防犯対策として、引き続き青色回転灯の装備車を活用したパトロールを実施し、安全で安心して暮らせる町を築いていきます。

次に、心身ともに健全で人間味豊かに成長できるまちづくりとして、将来を担う子供たちが人間性豊かに成長できる環境づくりを推進するとともに、全ての住民が生涯にわたって心身ともに健全で幸福に暮らすことができるまちづくりを推進してまいります。

隔年で実施している青少年海外派遣事業では、姉妹校提携をしたイナラハンミドルスクールとの異文化交流やグアム島での自然体験により、国際性豊かで広い視野を持った人材の育成を図ってまいります。

特色ある教育活動として外国語教師助手委託を小・中学校から保育所まで実施することにより、幼児からの英語教育の充実を継続し、さらに中学生対象の英語検定料の半額助成を小・中学生を対象に拡充をして英語能力の向上を図ってまいります。

道徳教育の推進につきましては、心温かく活力あるまちを目指したさまざまな取り組みにより地域全体に浸透してきており、さらなる「道徳のまち笠松」を推進するため、引き続き事業を進めてまいります。

また、小・中学校のICT環境の支援を継続して実施し、各学校が常に創意工夫を図りながら社会の変化に対応した特色ある教育活動を展開し、学習に対する児童・生徒の興味、関心を高め、学力や意欲の向上を目指すICT教育活動を推進してまいります。

子育て支援として、子育て親子の交流を促進する地域子育て支援の拠点施設である児童館を「こども館」とし、よりきめ細かな子育てサービスを提供してまいります。また、老朽化した笠松保育園の施設改修に対する補助を行い、園児たちが安全で安心して過ごすことのできる保育園の環境整備を推進してまいります。

さらに、保育士資格を持たない保育補助者を雇い、保育士の業務負担の軽減や離職防止を図り、保育人材の確保に努める一方、指導力の高い社会人指導者を中学校部活動に配置をし、総合的な競技力を高めるとともに、安定した部活運営及び指導体制を図ってまいります。

各種健診は、引き続き重点事業として取り組むとともに、中学3年生までの医療費助成を継続して行ってまいります。

次に、快適で機能的な生活環境を創出するまちづくりとして、利便性と自然環境が調和した暮らしやすい機能的なまちづくりを創出し、いつまでも住み続けたい、住んでみたいまちづくりを進めます。

木曾川の雄大な自然を生かしたみなと公園を起点とするサイクリングロードの河川環境楽園までの接続完了に向けた整備を進めるとともに、社会実験で好評であったレンタサイクルを実施し、交流人口の増加を図り、活気あるまちづくりを推進してまいります。

平成29年度末に改修整備が完了する運動公園は、町内外より多くの人々が集い、幅広い世代

において運動やレクリエーションを楽しむ地域交流の拠点として広く活用されておりますが、地域より要望のあったトイレを新たに設置し、利用者がさらに快適に利用できるよう整備をしてまいります。

また、創業支援事業として、昨年度から引き続き新規に創業を考えている方を対象とした創業塾及び女性向け創業塾を開催するとともに、空き店舗を活用する創業者に対し、家賃を助成することにより働く場を創出し、町のにぎわいにつながる地域の活性化を進めてまいります。

さらに、在宅医療と介護連携を引き続き関係機関と推進するとともに、介護予防の取り組みや高齢者等地域住民の力を活用した生活支援体制をさらに充実させ、地域包括ケアシステムを深化・推進し、いつまでも元気で住み続けることができるまちづくりを進めてまいります。

その他の重要施策として、依然として多くの被害が発生している特殊詐欺や悪質商法などによる消費者被害の防止に向け、安全に安心して暮らせる地域づくりを目指し、消費者行政の充実に努め、施策についても引き続き積極的に取り組んでまいります。

また、6月に開館3周年を迎える歴史未来館では、館内展示を変更してリニューアルオープンするとともに、記念講演会や企画展を開催するほか、産官学で取り組むふるさとかさまつ宅配便をさらに充実させ、ふるさと納税ポータルサイトを活用した全国への情報発信により、笠松町への関心をより一層高めてまいりたいと考えております。

さらに、昨年、岐阜市と締結した岐阜連携都市圏に関する事業として、岐阜市が実施する子ども悩み相談事業を利用するため、町内在学の小・中・高生にカードを配付する「子どもホッとカード事業」や、町内事業所をぎふ地産地消推進店「ぎふ〜ど」として認定する事業など、岐阜市との連携により圏域の活性化を図るとともに、今後もさらなる連携について岐阜市との協議を進めてまいります。

以上、私の所信の一端と第5次総合計画及び総合戦略のもとに、「ひと・まち・自然輝く創造文化都市」に向け、平成30年度の主要事業を述べましたが、本日提出いたしました各案件につきましては、議事の進行に従いまして、順次その理由、内容などについて御説明をいたしますので、慎重に御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

また、本日提出させていただきました案件は、専決処分の報告1件と人権擁護委員候補者の推せん1件、笠松町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例ほか15件の条例案件計16件と、平成29年度一般会計ほか4件の補正予算計5件、平成30年度一般会計ほか5件の当初予算計6件、平成29年度笠松町土地開発公社決算に関する書類の提出1件、以上、報告を含め30件の案件であります。

このうち、議案書3ページの第1号議案 人権擁護委員候補者の推せんにつきましては、保母勝壽氏及び道家嗣典氏の任期が平成30年6月30日をもって満了することに伴い、今回で退任される保母氏の後任に八幡町の石原明氏を、また道家氏については、引き続き同委員候補者と

して推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により町議会の同意を求めるものであります。

その他の案件につきましては、副町長より詳細説明をいたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古田聖人君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、順次御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

まず、1ページの第1号報告 専決処分の報告についてであります。

こちらは地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項の決定について専決処分をさせていただきましたので、これを報告するものであります。

平成30年1月4日に専決した財物事故に係る損害賠償の額でありまして、相手方は岐阜市在住の男性で、事故の概要といたしましては、平成29年10月27日に笠松町東金池町地内の町道を男性が所有する自家用車で走行中、堤防のり尻より生えていた雑草に接触し、その車両左側のフロントドアからリアフェンダーまでを損傷したというものでございます。

損害賠償額は3万5,681円で負担割合は5対5でありました。全額全国町村会の総合賠償保険で対応した案件であります。

続きまして、4ページの第2号議案 笠松町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例についてであります。

岐阜県より居宅介護支援事業所の指定権限が移譲されることに伴い、町が事業所を指定する場合における人員及び運営等に関する基準を町の条例で定めることとされたことを受けて条例を制定するものであります。

基本的には、現在の岐阜県の条例の基準どおり定めることとなります。ただし、議案の4ページの第3条第2項にありますように、事業所を管理する者及び従事する者が暴力団員ではない者については笠松町独自の基準を設けます。また、国の省令の改正に伴い、これから申し上げます8項目を追加して条例を制定するものであります。

まず議案の5ページの中ほどの第4条第4項で、1つ目として、障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合に、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要があることを明記いたします。

それから、5ページの下の方の第6条第2項の関係でございますが、居宅介護支援事業所における人材育成の取り組みを推進するため、主任ケアマネジャーであることを管理者の要件といたします。ただし、これは18ページの附則にありますように、平成33年3月31日までは介護支援専門員であることができる経過措置がございます。

あと以下、6ページの上の方に第7条第2項とか、それからその下の第7条第3項、ある

いは9ページの中ほどの第15条第5項、あるいは11ページの一番下のところの第16条第2項第2号、それから12ページの中ほどの第16条第2項第5号、それから最後に8つ目ですが、12ページの下から4行目のところの第16条第2項第8号、一々説明はいたしません、こういった要件をつけるという条例でございます。

なお、議案資料の1ページに、この指定居宅介護支援事業の説明や、それから町内の事業所数等の状況をつけさせていただいておりますので、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

施行期日は平成30年4月1日であります。

続きまして、19ページの第3号議案 笠松町土地開発基金条例を廃止する条例についてであります。

公共用地の先行取得に関し、笠松町土地開発基金1億円を設置し、事業執行を図ってきたところでありますが、いわゆるバブル崩壊後の地価の継続的な下落という社会経済情勢の変化等により、公共用地を先行して取得する必要は薄れ、近年においては必要最小限の用地取得にとどまるなど、今後の活用も見込まれない状況を鑑み、今般、笠松町土地開発基金条例を廃止する所要の規定整備を行うものであります。

この基金は、地方交付税の土地開発基金費算入分や一般財源を原資として積み立てるべく平成4年3月に設置したものでございまして、笠松町土地開発基金の確実かつ効率的な運用を図るため、笠松町土地開発公社に対して、土地取得等に必要な資金を貸し付けることができる貸付要綱を制定いたしまして公共用地を先行取得してきました。

なお、平成30年2月7日付で岐阜県知事の認可を受け、笠松町土地開発公社は解散しております。

施行期日は公布の日であります。

20ページの第4号議案 笠松町高額療養費資金貸付条例を廃止する条例についてであります。

本条例は、医療費が著しく高額であるため、その支払いが困難な方に対して、支払いに必要な資金を貸し付けることにより経済的負担を軽減し、その治療に専念していただくことを目的としておりました。条例制定当時の高額療養費の支払い方法は償還払いのみでありましたが、現在は、限度額認定証等による現物給付が行われておりまして、貸し付けを必要とする状況が生じていないため、この制度を廃止するものであります。

施行期日は公布の日であります。

続きまして、21ページの第5号議案 笠松町高額療養費資金貸付基金条例を廃止する条例についてであります。

笠松町高額療養費資金貸付基金条例に基づく事務を円滑に行うため、貸し付けに充てる資金を基金として保有していましたが、先ほどの笠松町高額療養費資金貸付条例を廃止することに

に伴い、この基金条例を廃止するものであります。

施行期日は公布の日であります。

22ページから23ページにわたっておりますが、第6号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

農業経営基盤の確立と農業委員会の積極的な活動を推進するため、既存の委員報酬月額に加え、農地利用の最適化に係る活動実績等に応じた報酬を支給するに当たりまして、所要の規定整備を行うものであります。

平成28年の農業委員会等に関する法律の改正によりまして、農業委員会の所掌事務として位置づけられました遊休農地の発生防止や解消、農業への新規参入の促進、規模拡大等の活動実績等に応じ交付されます県補助金であります農地利用最適化交付金の範囲内において委員報酬を加算して支払うものであります。

施行期日は平成30年4月1日で、条文としては資料の5ページにありますように、加算額として予算の範囲内で町長が別に定める額とされていますが、また後ほど説明いたしますが、平成30年度の予算では、月額6,000円を計上しております。

24ページの第7号議案 笠松町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この火葬業務を平成30年度から民間委託するに当たり、職員に対する火葬手当が生じなくなるため、火葬手当を削除する所要の規定整備を行うものであります。

内容といたしましては、特殊勤務手当の種類から火葬手当を削るというものであります。第2条と第6条にその文言がございます。

また、第4条でその他字句訂正といたしまして、従前は「行路病死人等」という言葉を使っておりましたが、今使われている「行旅病死人等」ということで改めさせていただきます。

施行期日は平成30年4月1日でございます。ただし、この条例による改正前の笠松町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成29年度分までの特殊勤務手当の種類及び火葬手当の支給について、なおその効力は有するというものであります。

25ページの第8号議案 笠松町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例についてであります。

平成30年度からは、町が支出する国民健康保険の保険給付費に対し、県から保険給付費等交付金が交付されるため、この国保基金の設置理由である保険給付等に不足を生じた場合等が生じないこととなります。しかし、国保事業の健全な運営に資するため、引き続き基金を保有する必要があり、設置の目的を改正するというものでございます。

内容といたしましては、現在の国民健康保険基金については、保険給付の費用に不足が生じたとき等の財源に充てるために設置をしていますが、平成30年度からは、町が支出した保険給

付に対して県から保険給付費等交付金が交付されるため、保険給付費の予期せぬ増加に対応する必要がなくなることになります。しかし、予期せぬ収入減に対応するなど、国保事業の健全な運営に資するため、引き続き基金を保有する必要があるため、設置の目的を改正するとともに、あわせて所要の規定整備を行うものであります。

具体的には、第1条で基金の設置目的を変更し、第7条では、基金の使途についてを追加規定いたします。

施行期日は平成30年4月1日でございます。

続きまして、26ページの第9号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

国民健康保険法等の改正に伴い、国民健康保険条例参考例が改正されたことにより国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

先ほど申し上げましたが、平成30年4月から県が市町村とともに国民健康保険を行うこととなったことにより、国民健康保険法第11条において、県及び市町村それぞれに国民健康保険事業の運営に関する協議会を置くことが規定されたこと等に伴う規定整備を行うものであります。

なお、現在の笠松町の国民健康保険運営協議会から委員の定数の変更はございません。ただ、国民健康保険法施行令の改正によりまして、委員の任期は今の2年から3年に変更となります。

施行期日は平成30年4月1日であります。

27ページから31ページにわたっております第10号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

平成30年度から国民健康保険の運営が都道府県単位化されることに伴い、国民健康保険税の賦課の目的が保険給付等に充てるためから、国民健康保険事業費納付金に充てるために変更になること及び制度改正に伴う税率の改正を行うため、笠松町国民健康保険税条例の一部を改正させていただくものであります。

平成30年4月から県が市町村とともに国民健康保険を行うこととなったことにより、国民健康保険の運営が都道府県単位となります。それにより保険給付に要した費用については、県から全額が交付されることとなりますが、その財源として、町は県に国民健康保険事業費納付金を納めることとなります。そのため、この第2条の各号に書いてございますが、現在の保険給付等に充てることを目的としている国保税の賦課の目的を、国保事業費納付金に充てるためというふうに変更させていただきます。

また、保険税率については、県から国保事業費納付金の金額とともに示される市町村標準保険料率を参考として決定していくこととなることから、あわせて税率の見直しを行うものであります。

平成30年度以降の国保税の考え方といたしましては、県から示される国民健康保険事業費納

付金及び市町村標準保険料率を参考に決定していくこととなります。この国保事業費納付金については、県が必要となる県全体の医療費を見込み、そこから国等から交付される公費を除いた県全体の納付金の総額を算出し、市町村の被保険者数や所得額、医療費の実績に応じた割合で配分されるものであり、その配分方法については、所得割、均等割、平等割の3方式により配分されることとなり、あわせて算出公表される県の統一基準による市町村標準税率も3方式となります。

現在、当町の国保税については、資料13ページの2にありますように、医療給付費分は所得割、資産割、均等割、平等割の4方式、後期高齢者支援金分及び介護納付金分は、所得割、均等割の2方式を採用していますが、この4方式における資産割については、その問題点を含めさまざまな議論がされてきたところでもあり、今回の制度改正に伴い廃止とし、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の全てを3方式に統一する方針であります。

なお、被保険者が平等に負担する応益割、これは均等割と平等割であります。これに占める均等割、平等割の割合については、県の示す均等割70、平等割30とする考えでございます。

課税方式を3方式に統一していくことにつきましては、被保険者の皆さんに激変が生じないように3年をかけて見直す予定でありまして、具体的には、資産割を現在の35%から平成30年度は20%に改定し、書いてはございませんが、31年度は10%、32年度はゼロ%、なくす予定であります。均等割、平等割については、県の示す市町村標準税率を基準として、3年間で市町村標準税率に近い水準といたします。

一方、所得割については、市町村標準税率を基本としつつ、現在、保有している国民健康保険基金を活用しながら激変が生じないように見直しを行う予定であります。

こうした基本的な考え方を踏まえ、平成30年度においては、医療費給付分について資産割を15%減額し20%とし、均等割は1,400円増額して2万5,400円、平等割は4,400円減額して2万9,600円といたします。後期高齢者支援金分については、均等割を1,000円減額して1万1,400円とし、新たに平等割を2,400円といたします。介護納付金分については、所得割を0.1%減額して2.33%、均等割を2,000円減額して1万5,400円とし、新たに平等割を1,900円とするものであります。

施行期日は平成30年4月1日であります。

次に、32ページの第11号議案 笠松町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正され、住所地特例の規定が見直されたことにより町の条例の一部を改正するものでございます。

改正条文ではちょっとわかりづらいんですが、国保・後期の資格の適用は住所地で行うこと

を原則としていますが、施設等に入所して住所が異動した者については、その施設所在地の財政負担が過大となることを防ぐため、住所地特例により前住所地の被保険者としています。

このことは皆さん御存じだと思いますが、この住所地特例については、同一制度内の保険者間異動、つまり国保から国保や、後期高齢から後期高齢には適用されますが、国保から後期に加入する場合には適用がされません。そのため、後期高齢者医療制度加入時の住所地特例について、加入時に対象施設に入所等をしていることにより、現に国保の住所地特例を受けている被保険者は、その入所等が継続する間、前の住所地の広域連合が保険者となるように見直すものであります。

なお、今回の改正については、平成30年度以降、新たに後期高齢者医療制度の被保険者となる者から適用されるものであります。

施行期日は平成30年4月1日であります。

33ページの第12号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは第7期介護保険事業計画期間、これは平成30年度から平成32年度となりますが、この期間の保険料の改正について所要の規定の整備をさせていただくものであります。

資料の16ページの第3条第5号にありますように、第5段である保険料基準額は「6万7,800円」を「7万200円」に改正する内容であります。ほかの段階については、ごらんいただいたとおり10段階まで改正をさせていただきます。

なお、保険料の軽減賦課についても、資料の16ページの下の方の第6項及び第7項で改正いたします。第1段階については「3万5,100円」を「3万1,600円」に減額し、第2段階も「5万2,700円」を「4万5,700円」と減額するものであります。

そして、議案のほうの第17条で質問検査権の範囲の拡大をいたします。

介護保険法の改正によりまして、質問検査権について、第2号被保険者の配偶者もしくは第2号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者またはこれらであった者についても対象となるよう範囲が拡大されたことに伴う過料の規定を整備いたすものであります。

施行期日は平成30年4月1日であります。

35ページの第13号議案 笠松町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例についてであります。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、町基準条例について所要の規定整備を行うものであります。

内容といたしましては、定期巡回・随時対応型訪問看護を筆頭に全部で10項目の基準を追加しますが、非常にたくさんありますので、本町に関係する部分のみ説明させていただきます。

資料26ページの新旧対照表の新しいほうの第117条第7項のところを見ていただきますと、認知症対応型共同生活介護事業者（グループホーム）において、身体拘束等の適正化を図る観点

から3つの基準を定めるものであります。

1つは、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を三月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員、その他の従業者に周知徹底すること。

2つ目としては、身体的拘束の適正化のための指針を整備すること。

そして3つ目として、介護職員、その他の従業者に対し、身体的拘束の適正化のための研修を定期的実施することの基準を義務づけるものであります。こちらは、町内では「グッデイすぎない」と「まどか」が対象となります。

そして、同じく資料の29ページの第165条の2のところがございますが、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、こちらは銀の郷が該当いたします。

基準の1つ目としては、入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対してあらかじめ配置医師による対応、その他の方法による対応方針を定めなければならないことを義務づけます。

そして、その上の第157条第6項でうたっていますが、身体的拘束の適正化を図る観点から3つの基準をつくるもので、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を三月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員、その他の従業者に周知徹底すること。そして、身体的拘束の適正化のための指針を整備すること。そして、介護職員、その他の従業者に対し、身体的拘束の適正化のための研修を定期的実施することを規定いたします。

ほかの基準は説明を省略させていただきます。

施行期日は平成30年4月1日でございます。

45ページの第14号議案 笠松町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、これは厚生労働省令であります。この改正に伴い、町の基準条例について所要の規定整備を行うものであります。

資料の42ページの第9条のところをごらんいただきたいと思います。3つございまして、まず1つ目として、共用型認知症対応型通所介護（グループホームの食堂等や地域密着型介護老人福祉施設等の食堂等でともに行われているもの）の普及促進の観点から、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設における利用定員を1施設当たり3人以下から、1ユニット当たりユニットの入居者とあわせて12人以下に見直すものであります。

そして、資料の45ページの第78条第3項であります。認知症対応型共同生活介護（グループホーム）において、身体的拘束の適正化を図る観点から基準を定めるものであります。

3つございまして、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を三月に1回以上開

催するとともに、その結果について、介護職員、その他の従業者に周知徹底すること。身体的拘束の適正化のための指針を整備すること。そして、介護職員、その他の従事者に対し、身体的拘束の適正化のための研修を定期的実施すること。そして、条文中の数カ所に加えてありますが、平成30年4月1日から創設されます介護医療院についての記載をしております。

施行期日は平成30年4月1日でございます。

47ページの第15号議案 笠松町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、これも厚生労働省令であります。この改正に伴い、町基準条例について所要の規定整備を行うものであります。

5項目ございまして、こちら資料の46ページをごらんいただきたいと思います。第4条第4項でございますが、障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合に、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、介護予防支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要があることを明記します。

それから第7条の第2項で利用者との契約に当たり、利用者やその家族に対し、ケアプランに位置づける居宅介護予防サービス事業について、複数の事業所の紹介を求めることが可能である旨を説明することを義務づけます。

そして第7条の第3項で入院時における医療機関との連携を促進するため、居宅介護予防支援の提供に当たり、利用者等に対し、入院する場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務づけるものであります。

そして第33条の第14号の2のところ、介護予防サービス事業者から受けた利用者の口腔に関する問題や服薬状況や、モニタリングの際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状況について、利用者の同意を得てケアマネジャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行うことを義務づけるものであります。

そして最後、第21号の2であります。利用者が医療系サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て主治の医師等に対してケアプランを交付することを義務づけるものであります。

平成30年4月1日が施行期日であります。

49ページの第16号議案 笠松町小口融資条例の一部を改正する条例についてであります。

中小企業の経営改善、生産性向上の促進を目指し、中小企業の資金需要にきめ細かく対応するとともに、経営支援の強化を目的に中小企業信用保険法が改正されたことに伴い、所要の規定整備を行うものであります。

第7条の第1号で貸付限度額を「1,250万円」から「2,000万円」に増額するとともに、ゆとりある返済計画が立てられるよう、第7条第4号で貸付期間を「96カ月」から「120カ月」に延長するものであります。

また、連帯保証人については、条文では協会が定めるところによるということになっておりますが、法人が債務超過、赤字でない場合、法人と経営者を分離し、経営者保証を求めずに融資するよう運用が変更されます。

施行期日は、中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律の施行日であります。

50ページの第17号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴いまして、当町消防団員等に係る損害補償の基礎となります補償基礎額の加算額及び加算の対象について所要の規定整備を行うものであります。

非常勤消防団員等に対する損害補償基礎額について、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合の加算額について改定するものでありまして、配偶者については「333円」が「217円」に、そして22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については「267円」から「333円」に、また、このいずれにも該当する扶養親族がない場合は、扶養親族のうち1人について「300円」から「217円」に改定するものであります。

施行期日は平成30年4月1日であります。

あと、補正予算だけお願いいたします。

52ページからの第18号議案 平成29年度笠松町一般会計補正予算（第6号）についてであります。今回は1億6,356万3,000円の増額補正をさせていただきます。

今回の補正内容は、大部分が本年度の事業費の確定、精算に伴い、不用額、あるいは契約差金等を補正させていただくものでありますので、そのほかに補正させていただく主な内容についてのみ御説明をさせていただきます。

いつものように歳出のほうから御説明させていただきます。

64ページであります。第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費で補正が14万1,000円ございますが、こちらは岐阜市との人事交流に係る給与費負担金を増額させていただくものであります。

そして、同じく8目の諸費でございますが、平成29年度生活交通確保維持改善計画において、維持確保が必要とされたバス路線について当該路線の維持存続を図るため、関係市町の路線距離に応じ、バス事業者の経常損益と国・県補助金対象経費の45%との差額分を補助することに伴いまして、生活交通路線バス維持費補助金を117万4,000円増額補正させていただきます。

交付対象は岐阜乗合自動車株式会社で、対象路線は岐阜川島線でありまして、関係市町経費の合計といたしましては459万3,000円ではありますが、笠松町は全体の13.3キロのうち3.4キロ分を負担させていただくものであります。

それから2項の企画費の第1目 企画総務費ではありますが、応援寄附金の関係でございますが、平成29年度かさまつ応援寄附金を基金に積み立てるため、積立金を2,451万9,000円増額させていただきます。

昨年の同時期では3,100万円ほどございましたが、29年度に入ってからかなり落ち込んでおりましたが、29年12月から、先ほども町長の提案説明でございましたように、ふるさとチョイスのサイトから入っていけるようにしましたので、落ち込みは78%にとどまりました。

それから、65ページの第4項 戸籍住民基本台帳費の1目 戸籍住民基本台帳費でございますが、300万円ほどの減額補正をしておりますが、こちらは住民票やマイナンバーカードに旧姓を併記するための住民記録システム及び住民基本台帳ネットワークシステム改修委託について、今年度交付された国庫補助金の範囲内とする内容に見直したことに伴い、委託料を330万4,000円減額するというものでございます。

減額した分の残りは国の方針が決定次第、また30年度予算で補正をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それから、同じく65ページの第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費の中で社会福祉事業を目的とした寄附がございましたので、これらを社会福祉基金に積み立てるため、積立金を520万5,000円増額補正させていただきます。

内容といたしましては、笠松町赤十字奉仕団笠松分団から1万5,000円、愛馬会から1万1,800円、笠松町赤十字奉仕団下羽栗分団から3万円、そしてぎふ農業協同組合から14万8,354円、そして大栄食品株式会社から500万円をいただきましたので、これを積み立てるものであります。

それから、66ページの一番下のところですが、第2項 児童福祉費の第3目 子育て支援推進費でございますが、こちらで100万円ほどの補正をしております。こちらは篤志者からの指定寄附金100万円をいただきました。そして基金利息の確定に伴い、子ども・子育て支援基金に積み立てるため、積立金を100万1,000円増額させていただきます。

68ページの第7款 土木費、第3項 河川費、第2目 河川新設改良費でございますが、こちらは社会資本整備総合交付金の平成29年度追加補正によりまして、排水路改良事業、円城寺の調整池であります。これに係る平成30年度事業分が前倒しして交付されたことに伴い、工事請負費を2億827万8,000円増額させていただきます。財源は国庫補助金が2分の1の1億420万円、町債として排水路改良事業債を1億420万円充てさせていただきます。

それから、これは事業精算なんです。68ページの一番下のところですが、第4項 都市計

画費の第2目 公園費でございますが、こちらは社会資本整備総合交付金が当初見込みよりかなり減額されまして、工事内容の大幅変更に伴いまして、工事請負費を3,511万2,000円減額させていただきます。これに伴いまして、国庫補助金を2,100万円減額、そして町債の運動公園改修事業債も1,890万円減額させていただくものであります。

以上が歳出でございますが、歳入についても国・県支出金の交付決定、事業精算等に伴い予算補正をさせていただくものでありますので、説明は省略させていただきますが、1点だけ、63ページの第17款 繰入金であります。今回の補正に伴い、財源に充てていました財政調整基金繰入金を8,942万7,000円減額させていただきます。

そして、56ページの繰越明許費であります。排水路改良事業を2億2,970万1,000円追加させていただきます。

これは先ほど説明しましたように、国からの追加がございましたので補正をいたしました。この時期ではできませんので、次年度に繰り越すものであります。

そして、57ページにも地方債補正をさせていただきます。

以上が一般会計補正予算であります。

そして、71ページの第19号議案 平成29年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてであります。

今回2億2,878万円減額補正をさせていただきます。

歳出につきましては、医療費の減少による保険給付費の減額のほか、共同事業拠出金等の確定及び特定健診等の事業終了に伴う減額、また平成29年1月に実施されました会計検査院による実地検査において指摘のありました療養給付費等負担金について、自主返還を行うための返還金の増額について所要の補正をさせていただくものであります。

歳入については、国・県支出金等の交付決定や変更申請に伴う補正のほか、国民健康保険税、一般会計繰入金、国民健康保険基金繰入金及び前年度繰越金等について所要の補正をさせていただくものであります。

84ページの第20号議案 平成29年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

701万7,000円の増額の補正をさせていただきます。

こちらは、歳出のほうでは保険料収入の増加に伴い後期高齢者医療広域連合納付金を増額するほか、ぎふ・すこやか健診等の健診期間終了に伴い、不用となった健診委託料を減額するなどの所要の補正を行うものであります。

歳入につきましては、後期高齢者医療広域連合からの保険事業費委託金を精算により減額するほか、決算見込みに基づき、保険料、一般会計繰入金及び前年度繰越金など所要の補正を行うものであります。

そして、90ページの第21号議案 平成29年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてであります。こちらは7,215万9,000円の減額をさせていただきます。

歳出では、給付実績に基づく今年度の給付見込みにより、保険給付費を1億4,941万円減額するものであります。また、介護保険システム改修の一部を翌年度に行うこととなったため、改修委託料を減額するほか、保険給付費の減額に伴い、介護保険料余剰分を介護保険基金に積み立てを行うため、基金積立金を5,033万7,000円増額するものであります。

歳入につきましては、各種項目の交付額確定に伴い、所要の補正を行うものであります。

補正の最後でございますが、100ページの第22号議案 平成29年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

補正額は2,115万4,000円の減額でございます。

歳出でございますが、排水量の減少により維持管理に係る負担金の減額が見込まれるため、木曾川右岸流域下水道維持管理負担金を1,017万6,000円減額。そして、公共下水道工事の契約差金及び要望箇所がなかったことにより工事請負費を770万5,000円減額させていただきます。そして、排水路改良事業の見直しに伴い下水管の支障移転工事が不要となったことにより、舗装復旧工事請負費を327万3,000円減額させていただきます。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金金を808万3,000円減額、そして排水路改良事業の見直しに伴い、いゝろんな支障移転工事が不要となったことによる工事負担金の減額を327万1,000円、そして公共下水道事業の減額に伴い、公共下水道事業債を980万円減額するものであります。

以上が補正予算でございます。

○議長（古田聖人君） 提案説明の途中ですが、11時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時30分

○議長（古田聖人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、休憩前に引き続き御説明を申し上げます。

一般会計予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第23号議案、笠松町一般会計予算であります。

第1条にありますように、総額は64億1,700万円でありまして、昨年度よりは2億8,850万円の減額となりました。4.3%の減となっております。ただ、先ほどの補正予算で提案しましたように、前年度からの繰越事業が2億3,000万円ほどございますので、近年では大きな規模の予算ではあります。

まず、一般会計予算に関する説明書で歳入のほうを説明させていただきます。

一般会計予算に関する説明書の1ページですが、まず第1款の町税については、本年度は26億7,027万2,000円、昨年より1,412万3,000円、率にして0.5%の減となっております。

3ページの町税のところの第1項の町民税であります。個人につきましては、1,270万円昨年度よりふえております。均等割については、昨年と同じ1万1,100人で見込んでおります。こちらは100万円ほど増額となっております。所得割につきましては、1,260万円増で見込ませていただきました。

2目の法人につきましては、均等割につきましては6社減の584社で、昨年と同額の5,600万円を計上しております。法人税割につきましては、750万円増の8,400万円を計上させていただきました。

第2項の固定資産税の1目の固定資産税であります。2,250万円減の12億5,250万円を計上させていただきました。

内訳といたしましては、土地・家屋につきましては、評価替えの影響で全体的に減となっております。土地については450万円の減となっております。家屋については、一応新築分として、昨年より7棟多い130棟分を見込みましたが、この評価替えの影響で1,740万円の減となっております。償却資産については40万円増額させていただいております。

そして、4ページの町税であります。軽自動車税でございますが、320万円増の4,850万円を見込ませていただいております。こちらは、まだ軽自動車が伸びておりまして、昨年より196台増の6,718台を計上しております。

それから、その下の町たばこ税の関係でございますが、1,500万円の減で1億1,020万1,000円を計上させていただきました。こちらは加熱式たばこの普及による減、そして、ことしの10月に税率改正の影響分があると思っておりますので、その分を見込んで計上させていただきましたが、平成29年度の収入の状況を総合的に判断してこちらの額を計上させていただいております。

あと歳入の第2款の地方譲与税から第7款の自動車取得税交付金につきましては、平成29年度の交付見込み額に県の対前年伸び率を乗じていずれも計上させていただいております。

7ページの第9款の地方交付税でございますが、昨年より2,450万円減で計上させていただきました。書いてございませんが、内訳としては、普通交付税は、本年度交付額に国の今年度の出口ベースの2.5%の減なんです。これに乗じて計上しておりまして、普通交付税分は昨年より5,670万円減の9億6,510万円を計上しております。特別交付税分は、昨年より目いっぱい見まして7,840万円を計上させていただいております。

これ以降の歳入につきましては、歳出のほうと関連します。説明は省略させていただきますが、17ページの繰入金のところだけお聞きいただきたいと思いますが、第17款の繰入金、第2項の基金繰入金でございますが、今回の予算調整に当たり不足する分で、財政調整基金繰り

入れを昨年より1,800万円増の2億8,000万円を繰り入れさせて予算調整をさせていただきました。そのほか数字がある部分につきましては、それぞれ歳出で出てまいります事業目的のため、7つの基金の繰り入れを行わせていただいております。合計では3億2,497万2,000円を予定させていただきます。

あと20ページの第20款の町債でございますが、総務債として670万円、こちらは緊急防災・減災事業債として670万円を計上させていただきました。Jアラート瞬時警報システムの更新事業ということで、受信機については充当率100%で予定し、あと起動機については、事業費の75%の充当率で計上させていただいております。

そして2目の土木債につきましては、サイクリングロード整備事業の関係でございます、充当率90%で事業費の90%で計上させていただいております。

そして、臨時財政対策債につきましては、本年度の許可額に総務省計画の対前伸び率を乗じて3億円を計上させていただいております。いずれも償還費のときに交付税算入はございます。

以上が簡単でございますが、歳入について説明をさせていただきました。

歳出につきましては、こちらの別冊の平成30年度笠松町主要事務事業説明書のほうで御説明申し上げます。

まず、中身に入ります前に人件費でございますが、全会計を合わせまして今年度は128人分、これは二役を含めてですが、計上させていただいております。昨年より1名減となっております。合計では、ほぼ昨年と同じ8億9,544万8,000円を人件費として計上させていただきました。全事業費の7.4%となります。

それでは、款ごとに主なものを御説明申し上げます。

まず議会費は、昨年より56万円減となっておりますが、内容についてはほぼ同じでございます。

2款の総務費につきましては、昨年より3,682万6,000円減で7億1,550万7,000円を計上させていただきました。これは、定住促進の制度をやめてから2年目で、あと残りの分を支出しているだけであること、あるいは、応援寄附金のお礼の品を総務省の指導に基づき5割から3割にしたこと、あるいは昨年まで実施していました地方創生事業社会実験等がひとまず終了したことにより、こういった減額となっております。

一般管理費では2億8,000万円ほど計上させていただいておりますが、限られた職員数で業務が遂行できるように職員の研修事業の実施、あるいは労働安全衛生管理事業により職員の心身の健康管理に努めてまいりたいと思います。

2ページの財産管理費ですが、こちらではちょっと記載はございませんが、庁舎管理事業の中で、笠松町庁舎の電話交換機の更新を来年度計画いたします。5年リースで調達したいと考えております。

それから、5目の町民バス運行費でございますが、日曜日あるいは祝日のコースの検討も行いましたが、利用状況あるいは経費がかなりふえること、そういったことを総合的に判断し変更せずに、平日は12便、日・祝日は6便で現在と同じように計画しております。契約金額につきましては、平成28年から30年度までの3カ年契約をしておりますので変わりません。

それから、6目の防災対策費でございますが、いろいろやらせていただきますが、特に防災備品管理事業の中では、AEDの更新を5台行いますが、これは全部で36台ございまして、耐用年数の関係で今年度は5台を更新したいと思っております。

それから備蓄食糧につきましては、アルファ米と水を1,800、それから乾パンについては1,000を更新したいと思っております。今の備蓄している食材等につきまして、かなり消費期限のばらつきがございますので、5年間でなるべく毎年同じように消費期限が来るように調整していきたいと思っております。

それから、防災行政無線管理事業（同報系）のところで、こちら先ほど申し上げましたが、Jアラートの新型受信機購入を計画しております。

現在の受信機は平成21年2月に導入してございまして、31年から発信情報量がふえるということで、これに対応すべく受信機を更新するものでございまして、国の補助金はございませんが、交付税算入のある起債があるということで、受信機は約200万円、そして、それを動かす起動機を627万5,000円で計画するものであります。

そして、7目の国際交流事業費であります。こちら町長の提案説明にございましたように、青少年海外派遣事業、平成5年度から18回目になります。イナラハン中学とは平成27年の12月に姉妹校提携しておりますが、実施したいと思っております。

ただ、行き先はグアムなんです。飛行機のほうが1日1便に少なくなってしまった関係で、日程が4泊5日に変更されますので事業費がふえております。ただ、保護者といいますか、参加者の負担金は据え置きたいと考えております。

そして、これも提案説明にございましたが、英検の検査料の補助金ということで、平成30年度からは小学生も対象に受検料の2分の1を助成するという事業を行ってまいります。

そして、第2項の企画費の企画総務費でございますが、中ほどにかさまつ応援事業というのがございますが、これも先ほど申し上げましたが、平成30年からお礼の品を総務省の指導に基づき3割にしましたので、パートナー事業者等の協力のもとに内容の充実を図って、もっともっと笠松を発信していきたいと思っております。笠松力検定事業も来年度は10回目となりますので、委員の皆さんと協議して充実を図ってまいりたいと思います。

そして、4目の地方創生推進事業費でございますが、地方創生推進事業ということでレンタサイクル運営事業を計上させていただいております。2年間の社会実験をもとに、当面はコミュニティサイクルをやめまして、レンタサイクルを行っていききたいと思っております。ただ、

社会実験の結果をもとに土・日・祝日だけをやっていきたいということで、4月28日から3月17日までの76日間の運営を計画しております。シルバー人材センターへの委託を考えております。今のところ、利用料は90分200円を予定しております。

4ページの第3款の民生費でございますが、昨年より5,187万7,000円減額となっております。これは福祉医療費とか児童手当の対象人員の減となっておりますし、国保会計の繰出金の減が影響しております。

まず、特別会計繰出負担事業につきましては、国保のほうは特に被保険者数の減等により800万円ほど減となっております。

あと、社会福祉法人等への人件費補助を行っておりまして、社協とか地域振興公社の事務局、あるいはシルバー人材センターの事務局に対して合計で5,400万円強の人件費補助を行っております。そして、来年度は福祉部門関係で4つの計画の策定の事務を行う予定でありまして、1つは5ページの5行目ほどにありますように、地域福祉計画の第3期計画を行います。社会福祉法の第107条の規定に基づき行うもので、平成31年度からの5年計画ですが、こちらは今後の笠松町の地域福祉を総合的に推進する施策の計画を策定するもので、地域住民ボランティア団体の社会福祉活動への支援、相談体制の構築、福祉・保健・教育等との連携、権利擁護等について計画するものでありまして、アンケート調査を行い、この結果分析を委託いたします。なお、計画策定は自前で行う予定でありまして、委員会に諮問を予定しております。社協が平成8年度に策定した地域福祉活動計画と一体的に策定するものであります。

次に、6ページの第4目 障害福祉費で4億円ほど予算を計上させていただきますが、その中ほどの障がい者地域生活支援事業の中に、基幹相談支援センター事業、1事業所166万6,000円ということで計上してございますが、こちらは新規事業でございます。現在、岐阜圏域で5カ所で相談業務を行っておりますが、今後は精神障害者の相談支援業務を強化することが求められておりまして、岐阜市さんが4ブロックで4事業者に事業を委託するというので、笠松町に対して呼びかけがございまして、岐阜市南部で岐阜市と岐南町と笠松町でこういった相談支援センター事業を行うというものでございます。

なお、平成30年度は、先ほど申し上げました圏域の相談業務は並行して行われます。事業費に対して国補助金が2分の1、県補助金が4分の1であります。

それから、7ページの5目の福祉医療費でございますが、こちらは先ほど申し上げましたように減額となっております。2,303万1,000円減額となっております。下に対象人員の表がございまして、重度についてはマイナス16人、それから乳幼児の県単につきましては28人の減、町単の乳幼児につきましては50人の減、母子については36人の減ということで2,300万円ほどの減となっております。

それから8ページのほうですが、第2項の児童福祉費の児童措置費の中の保育総合支援事業

でございますが、この中の保育所運営補助金でございますが、これは民営化の際に向こうへ移っていただいた保育士の人件費補助でございますが、今年度2人退職しますので、残りは4人ということになります。ですから、昨年より400万円ほど減の672万1,000円を補助するという内容でございます。

そして、その2つ下のところに保育補助者雇上強化事業補助金、それから笠保の施設改修事業とありますが、これも町長の提案説明がございましたが、国の補助を受けて笠保保育園が事業を行いますので、これに伴い助成を行うもので、雇上強化事業につきましては、国が4分の3、県が8分の1、町が8分の1の補助を行います。そして、施設改修のほうは3年計画でいろんな場所を改修されますが、国の補助金が2分の1、県の補助金はございませんで、町と法人が4分の1ずつ補助をするという内容でございます。

それから、2目のこども館費でございますが、こちらはさきの勉強会でもちょっと申し上げましたんですが、地域振興公社へ運営委託のみ行う予定でございましたが、地域振興公社側での人材確保のめどが急に立たなくなったため、平成30年度は現体制を1年延長するといいますが、現職員が退職しますので、嘱託で雇い上げて現体制を維持して実施していきたいと思っております。

それから、3目の子育て支援推進費の中の放課後児童クラブ運営事業ですが、来年度このように受け入れ予定をしておりますが、ただ、土曜日、長期休暇時の指導員の人材確保がなかなかできずに困っておりますので、これを解消するのが急務でございまして、本年度は人材派遣会社にこのときの分の派遣委託をしたいということで、300万円強、事業費を計上させていただきました。

そして、下から5つ目の二重丸ですが、子ども・子育て会議運営事業ということで、子ども子育て支援事業計画ニーズ調査委託料とありますが、こちらも福祉のほうで子ども・子育て支援事業計画の第2期を策定いたします。子ども・子育て支援法の第61条の規定に基づくもので、こちらは平成32年度からの5年間の計画でございます。内容的には子供の保育等の総合的な提供、保育の量的確保や子ども・子育て家庭への支援を総合的に推進するための計画を策定するもので、平成30年度はアンケート調査、そして31年度は計画を策定するもので、アンケート調査結果分析は業者に委託をし、計画は31年度で自前で策定する予定であります。こちらも委員会に諮問をする予定でございます。

それから一番下の二重丸、子どもホッとカード事業ですが、これも提案説明でございましたように連携中枢事業の一環で、センター費用については岐阜市が負担いただきますが、カード発行費用について、参加する岐阜市、それから山県市、岐南町、笠松町が負担するというものでございます。

第4款の衛生費につきましては、昨年とほぼ同額の8億5,900万円を計上しております。

この中でも、9ページの下のほうで自殺対策計画等策定の関係が載っておりますが、こちらは自殺対策計画の第1期の計画を策定いたします。自殺対策基本法第13条の規定に基づくもので、平成31年度からの5カ年の計画をつくるものであります。必要な事業や取り組みを実施するための計画を策定するもので、全て自前で策定予定で、こちら委員会に諮問する予定であります。

あと、10ページの3目の健康増進事業費2,953万9,000円を計上しておりますが、その中の一番下のところで健康増進計画策定事業というのがあります。こちらは中間年度の見直しでございまして、健康増進法の第8条に基づく計画で、全体の計画としては平成26年から35年度までの10カ年計画であります。健康づくりの取り組みを評価し、健康課題を明確にして町民の健康づくりを総合的に推進するため、健康増進のための具体的な計画の中間年度の見直しを行うものであります。

そして、その下の地域医療対策費の中の休日急病等の対策事業につきましては、当番町が来年は岐南町になりますので、約半額となっております。

そして、第5目の環境衛生費でございますが、こちらは先ほどの条例で申し上げましたように、火葬場管理運営事業の中で火葬作業について直営で行っておりましたが、平成30年度から民間委託に移行します。そのための費用を699万9,000円計上させていただきました。

また、1つ飛んで火葬場施設改修等工事として、来年度は4号炉と換気設備を改修いたします。これで全部の炉が通常のサイズのひつぎでも対応可能となります。

そして、衛生費の第2項 清掃費の第1目 塵芥処理費の中の地域廃棄物減量等推進事業の中で、丸の2つ目に家庭ごみハンドブック作成費というのがございます。こちらは有料化も含め収集体系の見直しを予定しております。また、全協で説明があると思いますが、こちらが決まった段階で住民の皆さんへの周知のためのハンドブックが必要ということで、作成費を111万5,000円計上させていただきました。

そして、ごみ収集・処分事業の関係でございますが、前の施設が焼却困難でありますので、この丸の下の4つ目のところがございます可燃ごみ積替等業務、そして可燃ごみ処分業務、そして民間処理施設搬入、そして次のページに伊賀市への協力金がございますが、合わせて3億7,600万円強計上させていただきました。旧施設の20年間の平均負担額より約1億円多く使っております。

それから、その一番下にごみ質検査業務という聞きなれない項目がございますが、こちらは新施設を現在計画しておりますが、その設計のためにごみの質の分析が必要ということで、年4回、このごみ質検査を業者委託で調査ということで56万2,000円予算計上させていただきました。

12ページの2目のし尿処理費の関係でございますが、岐阜羽島衛生施設組合の負担金がそれ

それぞれございますが、来年度からは実績割100%ということで、現在の人口割を加えたものから実績割100%へ変更いたします。

○議長（古田聖人君） 提案説明の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時00分

○議長（古田聖人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

引き続き提案説明をお願いします。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、引き続き、主要事務事業の12ページの第5款 農林水産業費から御説明申し上げます。

来年度の農林水産業費は、昨年度より1,370万円ほど減額の4,160万8,000円を計上させていただきます。これは内容的にそれほど変わっておりませんが、パイプライン事業化の減により、そこへ出す負担金が減ったということで減額となっております。

そのほか、1目の農業委員会費でございますが、農業委員会運営事業として農業委員報酬15人とありますが、条例改正で御説明申し上げましたが、国の農地の最適化の活動の範囲内で報酬を加算いたします。現行の月額に1人当たり月額6,000円をプラスするという内容で206万3,000円を計上させていただきます。

それから、3目の農業振興費でございますが、農業再生事業ということで、御承知だと思いますが、国の米の生産調整の関係の制度は平成29年度で終了いたしました。岐阜県では、引き続き生産団体が主体的にこれを取り組んでいくということで、おおむね昨年と同じ笠松町でいますと62%の作付を目標としてやっていくということで、町といたしましては、農事改良組合活動費ということで目標を達成した組合に対して、これは町単であります、44万4,000円の活動費の助成を予定しております。

また、地域農業再生事業補助金として、これは県単の補助金でございますが、現地確認等の事務費として100%いただけますので、この分を補助金として支出を予定しております。

そして、13ページの第6款 商工費につきましては、額的にはちょっと増となっておりますが、これは配置職員の関係で増となっているだけで、前年と全体的には変わっておりません。商工団体支援事業として、商工会に2,100万円強の補助金を計画しております。このうち「ふらっと笠松」の運営事業の関係とか地域ブランド推進事業については100%事業補助をさせていただきますが、そのほかの人件費については2分の1、事務費は3分の1で補助をさせていただくという内容となっております。

3目の観光費でございますが、観光施設管理事業の中で桜木等管理業務ということで、昨年

より少しアップしておりますが、これは虫の発生の抑制ということで、現在フェロモントラップを数メートルおきにやっているわけですが、それでは効かないということで、幹への薬剤注入箇所を桜町付近の桜木には追加するというので若干事業費がふえております。

あと、まちづくりイベント実行委員会への補助金の関係でございますが、これは平成29年度からの繰越金の精算を行っておりますので、その影響で若干といたしますが、200万円強増額となっておりますが、内容的には変更はございません。

第7款の土木費でございますが、額的には昨年より1億8,600万円減の6億217万5,000円を計上させていただきました。こちらは、都市公園の整備がひとまず完了したということ、それから、先ほどの補正で御説明申し上げましたが、前倒して国庫補助金が参りましたので、平成29年度補正に回りましたので、額的には減っております。

1目の土木総務費の中の地籍調査事業でございますが、委託料として160万円強計上させていただきました。事業を確実に推進するため、今年度は区域の事業拡大はせず、従来からやっております笠松北西部第1地区では成果閲覧を作成、それから第2地区のほうでは図面の作成ということで計画をさせていただいております。

あと第2項の道路橋梁費の2目の道路新設改良費では、なかなか財政的に厳しい折でございますので、道路新設改良事業では田代地区の1カ所のみを計上させていただいております。

そして4目の橋梁維持費につきましては、橋梁修繕事業ということで長寿命化修繕工事を実施いたします。平成26年度の点検により要修繕の判定が出た5橋を修繕するという計画を立てております。

そして第3項の河川費の2目の河川新設改良費でございますが、先ほど来御説明しておるように、平成29年度の補正で大部分が行っておりますので、当初予算で計上したのは調整池の現場管理業務委託料と、それから、これは31年度に実施予定の調整池の機械電気設備のための積算業務委託料を300万円強計上させていただいております。ただ、実際には2億円ほどここに繰り越しが加わり今年度工事を行うということに変わりはございません。

そして、都市計画費の都市計画総務費ですが、こちらは6,100万円ほど減額となっております。この主な理由は、下水道特別会計への繰出金が5,280万円ほど減額したことによるものであります。こちらについては、下水道特別会計のほうで御説明申し上げます。

そして2目の公園費でございますが、サイクリングロード整備事業で6,654万6,000円を計上させていただきます。全体では4.8キロメートルでございますが、今年度はあと残りの1.2キロメートルを整備する予定でございます。

運動公園につきましては、都市公園としての整備は平成29年度で完了しましたので、あとは、そのときにやる予定でございましたトイレができませんでしたので、町単で今年度設置をいたします。完成セレモニーはその後実施を予定しております。

第8款の消防費でございますが、3億7,700万円強ということで、昨年より3,000万円ほど、1割ほどアップしております。

この原因は、2目の消防施設費のほうで、常備消防事務事業ということで羽島郡広域連合の負担金が3,100万円強アップしております。こちらは、平成23年3月に導入した屈折はしご車が7年経過したということで、オーバーホールが必要ということで3,660万円強かかります。これは国庫補助金とか起債等の手当ができませんので、こういった額が直接負担金に影響してきております。

なお、初年度は7年でオーバーホールですが、今後は5年ごとにこういった額が必要になってくるということでございます。

それから3目の水防費ですが、427万9,000円を計上しております。これは木曾川右岸地帯水防事務組合の負担金でございますが、組合の繰越金が多かったため負担額は増加しておりませんが、団員の報酬を年額1万3,000円から1万6,000円に処遇改善する内容が含まれております。

それから、第9款の教育費でございますが、こちらは6,000万円ほど減の6億3,773万4,000円を計上しております。給食センターの関係が一段落しますので、大幅に下がっております。

この中で、まず1目の教育総務費でございますが、教育委員会運営事業ということで、羽島郡二町教育委員会負担金がございますが、こちらは合わせて200万円ほどアップしております。1つは、平成29年から特別支援指導主事を置いて成果は上がっておりますが、そのほか学校教育事務の量が非常に増加しておりまして、これに対応するために臨時職員を1名配置したいというお話。それから、虫歯予防対策のためにフッ化物塗布の洗口とございますか、うがいとございますか、それをやるための薬剤購入費が入ったために増となっております。郡内のある学校で数年間実践してきて成果があったため、郡内の全小学校の全学年を対象にこういったことをやっていただけるということで、若干ですが負担金は上がっております。

それから、二町教委の分担金ということで、これは岐南町と人数が若干違いますので、分担金ということで分けていただいておりますが、岐阜地区内では有償でこういった人材確保に努めているということから、当郡も来年度からはこういった謝礼をお支払いして充実していくということでございます。14部活の謝礼と保険代を計上した二町教委の予算のための負担金でございます。

それから、特色ある教育活動推進事業ということでALTの関係でございますが、応援寄附金を充当して今年度も実施していく予定でございます。

それから、先般の川淵チェアマンの講演でもお話が出ておりましたが、JFAこころのプロジェクト「夢の教室」についても、来年で4年目になりますが、好評ですので継続していくということで予算計上させていただいております。

それから、第2項の小学校費の第1目の学校管理費でございますが、来年度の笠松町内の学

校の状況が書いてございます。笠松小学校は2学級減って8学級に、それから松枝小学校が2学級減って18学級、下羽栗小学校が12学級で変わりません。教員数も若干、各学校1名ずつ減っております。

それで、学校の施設の改修でございますが、笠松小学校と松枝小学校につきましては、放送設備がかなり老朽化しているということで取りかえをさせていただきます。下羽栗小学校については、既に改修されておりますが、国旗掲揚塔が屋上にあるということで非常に危険ということで、地上に設けたいということで予算計上をさせていただいております。また、調理室の空調もあわせて改修したいということで予算計上をさせていただきました。

教育関係のICT関係ですが、応援寄附金を充当して今年度も実施したいと思っております。中学校のほうも同様でございます。

それから、二重丸の下から2つ目の小学校教育学習支援事業ということで、予算的には大幅に変わっておりませんが、昨年度までに加えまして、括弧にありますアシスタントティーチャー2名を新規で配置したいということで教育委員会のほうからお話ございましたので、これを予算計上させていただきました。少人数指導、あるいは支援を要する児童の授業、それから経験の浅い教師の指導をするということで、こういったアシスタントティーチャー2名分を予算計上させていただいております。

それから、2目の小学校の教育振興費のところの一番下に光文庫整備基金活用事業とありますが、これは児童用図書購入費でございますが、今まで光製作所からの寄附金に基づく基金で対応させていただいておりましたが、学校のほうから若干不足する声ございましたので、1校5万円だけ増額させていただいております。

そして、中学校費のほうでございますが、1目の学校管理費の中で、来年度の施設改修としては、ここも中学校の放送設備が非常に悪いということで改修を予定しております。また、校門の近くのフェンス、あるいはバックネット裏のところにフェンスを設置して学校の管理体制をしっかりとしたいということで、修繕工事費を計上させていただいております。

第4項の学校給食センター費でございますが、一応今年度で完成しますが、経常経費が昨年より約1,000万円増となっております。実績がないためちょっと多目に予算計上させていただいておりますので、御理解のほどお願いいたします。

なお、給食費の公会計の編入の取り組みに対する関係の調査・研究に入りたいということで、開始時期についてはまだちょっと未定でございますが、一応そういった調査・研究を行ってまいりたいと思います。

一般会計の最後になりますが、10款の公債費でございますが、これも町長の御説明でありましたように、公債費のほうの償還金が2,753万9,000円、昨年より増額となっております。特に元金のほうが5億900万円強ということで、大型事業の償還が始まりましたので、元金のほう

が2,844万7,000円増額となっております。利子は元利均等償還ですので若干減っております。

11款の諸支出金については、利子が減っていますので、半額程度の予算計上となっております。

以上が一般会計の予算ですので、よろしく願いいたします。

次に、第24号議案、平成30年度国民健康保険特別会計予算であります。歳入歳出総額25億590万3,000円、対前年度比では6億7,640万4,000円の減額の予算となりました。

先ほど来から申し上げておりますように、平成30年度から国保の財政運営が都道府県単位化されることに伴いまして、国保の財政運営の仕組みが大幅に変更となります。市町村は県が決定する国民健康保険事業費納付金を納付する一方で、療養の給付等に要する費用については、保険給付費等交付金により全額県から交付される仕組みとなります。また、この都道府県単位化によりまして、保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業は廃止となります。これらの改正により予算課目が従来の課目から変更となり、予算総額については、共同事業の廃止に伴い、約7億円大幅に減少しております。その改正を踏まえ、予算編成に当たっては、一般被保険者4,917人、対前年比で8.2%の減、退職被保険者46人、対前年度比38.7%減を基礎にいたしまして算定しております。

歳出では、保険給付費については、今年度上半期の実績及び過去の伸び率を勘案して算出を行っております。その結果、保険給付費の総額で17億6,966万5,000円、対前年度比2億1,809万円の減額の予算を計上させていただいております。

なお、この保険給付については、出産育児諸費、葬祭諸費を除き、全額が県から交付されます。県へ納付する国民健康保険事業費納付金については、県の決定に基づき総額で6億7,815万1,000円を予算計上しております。

歳入では、税収入として税率の改正を見込み5億894万2,000円、対前年度比7,765万8,000円の減額の予算を計上いたしました。

歳入の新たな項目であります県支出金の保険給付費等交付金については、療養の給付等に対して交付される普通交付金と、保険者の医療費適正化に向けた取り組みに対して交付される保険者努力支援分等の特別交付金がありまして、その総額で17億9,734万円を見込んでおります。

なお、収入の不足が見込まれる分については、基金から2,171万円の繰り入れを行い、予算を調整いたしております。平成30年度は県が国民健康保険の運営に参加し、新しい制度がスタートする年であります。県から示される国民健康保険事業費納付金や市町村標準保険料率については毎年度変わってきますので、その動向を見きわめつつ、適切な財政運営に努めるとともに、制度改正に当たり、町民の皆さんが安心して医療を受けていただけるよう万全な体制を整えてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、第25号議案、平成30年度後期高齢者医療特別会計予算であります。

歳入歳出総額 2 億 7,424 万 6,000 円の予算となりました。

予算編成に当たっては、本医療制度の対象者の 3,142 人を基礎に算定いたしております。

歳入では、平成 30 年度は保険料率改定の年に当たり、その保険料率は所得割 7.75%、均等割 4 万 1,214 円であり、後期高齢者医療広域連合が推計した笠松町分の保険料に収納率 99%を見込み計上いたしております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が大宗を占めておりまして、金額として 2 億 5,513 万 9,000 円、率にして 93%を占めております。

続きまして、第 26 号議案、平成 30 年度介護保険特別会計予算であります。

歳入歳出総額 18 億 6,571 万 6,000 円でありまして、対前年度 4,852 万 5,000 円の増額の予算となっております。

予算編成に当たっては、平成 30 年度から 32 年度までの第 7 期介護保険事業計画の初年度であり、その計画をもとに全計画の保険給付費等の実績や、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた地域支援事業の推進を考慮し編成したものとなっております。

第 1 号被保険者は、対前年度 154 人増の 6,122 人と推計いたしました。保険給付費につきましては、過去の給付費実績から平成 30 年度の給付見込み額を算出し、17 億 2,987 万 4,000 円、対前年度 4,947 万 4,000 円の増と推計し、予算計上をさせていただきました。

また、地域支援事業費は、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、訪問型サービス、通所型サービスを提供する介護予防・生活支援サービス事業費や認知症予防教室、住民主体型介護予防教室などの一般介護予防事業費として 8,124 万 5,000 円、対前年度 1,238 万 5,000 円の増とし、予算計上いたしました。

なお、第 7 期の保険料基準額は、先ほども条例で申しあげましたように年額 6 万 7,800 円、月額 5,650 円から年額 2,400 円、月額にして 200 円増の年額 7 万 200 円、月額では 5,850 円として保険料収入見込み額は予算総額の 23%の予算となっております。今年度より 1%上がっております。

第 27 号議案、平成 30 年度下水道事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出総額は 7 億 9,671 万 6,000 円で、対前年度 2 億 4,750 万 9,000 円の減額となっております。

笠松町の下水道事業は、笠松町流域関連公共下水道として、昭和 63 年 12 月に事業認可を受け事業に着手し、平成 4 年 4 月に供用開始をいたしました。その後も認可変更を重ね、市街化調整区域を含め整備区域を拡大し、平成 29 年度末には 508.2 ヘクタールが整備済みとなり、整備率は対全体計画 74.4%、対事業計画区域では 76%となっており、清潔で快適な環境整備を達成していくため鋭意整備を進めてまいりました。

しかし、下水道事業には多額の設備投資が必要であり、町民の皆さんから徴収する使用料だ

けで賄うことができないため、企業債や一般会計からの繰り入れに依存しなければならない状況となっております。

本町では、平成28年度末において、下水道事業で48億1,000万円、水道事業で4億5,000万円の企業債残高となっており、この2つの企業債残高の合計は、本町の全ての会計の町債の44%を占めている状況であります。

平成30年度の元利償還金は5億358万8,000円となっております。企業債の償還は、現段階で平成31年度をピークに減少傾向となつてはきますが、下水道事業は本町の財政運営に与える影響が大きいため、経営基盤の強化が急務となっております。

下水道事業の経営基盤強化においては、中・長期的に安定した経営を維持していくために経営の健全化や計画性、透明性の向上を図ることが求められており、公営企業会計導入、法適化ですが、その取り組みの柱の一つとも言われています。

平成27年1月には、総務省から法適化の要請がなされておりました。現在、本町では平成31年4月の法適化を目指しております。これは、実施目標期限を1年前倒しして計画しております。

平成30年度につきましては、条例とか規則等の制定や改正や経営戦略の策定を自力で行うことで経費の削減を図ると同時に、職員の資質向上にも寄与させ、移行の準備を進めております。

それで、平成30年度の工事については、平成31年4月から公営企業会計をスタートさせるため、平成30年度中に打ち切り決算を行う必要があります。そのため、遅くとも平成31年1月末までに補助金、企業債、繰入金等の金額の確定や受け入れ、あるいは工事の執行管理を適切に行わなくてはなりません。

しかし、今後予定しております区域は非常に地下水位が高く、土質のほうも軟弱であることから、例年どおり渇水期を待って11月からの工事着手となりますと、この打ち切り決算までに金額の確定をさせることが非常に厳しい状況であることや、先ほど述べさせていただきましたように、企業債の償還が平成31年度にピークを迎えることなど、昨今の当町の一般会計の財政状況を鑑みましても、少なくとも平成30年度は下水道整備工事を一旦見送るべきと判断いたしました。

平成29年9月13日に開催されました全協の中で、部長のほうから説明させていただきました笠松町汚水処理施設整備構想につきましては、既に岐阜県と協議を済ませ、方針の変更をすることなく、工事再開以降は、平成37年度末までに岐阜県が掲げております目標数値に対して、満足できるよう費用対効果を念頭に計画的な管路整備を推進してまいりたいと考えております。管路の長寿命化につきましては、管路更生工事を3カ年計画の最終年度で、こちらだけは1,289万1,000円を計上させていただきました。

なお、歳入関係の下水道使用料につきましては、使用戸数6,110戸を見込み、対前年度198万

円増の2億5,968万3,000円を計上させていただきました。

今後も引き続き下水道に対する理解を深めていただくため、広報やホームページ等による普及啓発や、議員さん方からの要望にもありました自主財源確保に向けて、整備済みの地域の方々にはできるだけ早く下水道への切りかえをしていただけるように普及促進に積極的に取り組み、より一層の効率化及び健全な経営に努めてまいりたいと考えております。

最後の第28号議案 平成30年度笠松町水道事業会計予算についてであります。

収益的及び資本的の予算額の総額は3億3,059万6,000円で、対前年度4,746万円の減額となりました。

こちらの予算の編成に当たりましては、業務の予定量を給水戸数8,820戸、年間総給水量を234万立方メートルと計画し、収益的収入及び支出の予算額につきましては、現行の水道料金を維持した収入と支出のバランスを考え、どのぐらいの利益が出るかを見積もり、また水道事業収益の大部分を占める給水収益におきましては、平成29年度の決算見込みを勘案して、対前年度131万5,000円減の2億199万4,000円を計上させていただきました。

主な建設改良事業としましては、平成29年度に引き続き奈良町の耐用年数を超えた経年管の布設替や、米野地内において住宅が進み、既設水道管の口径不足解消のためバイパス管などの配水施設に4,159万5,000円、そして給水施設に432万円を計上させていただきました。

また、昭和30年に認可を得て、昭和32年より給水改修をしております第1水源地であります。こちらは築61年が経過し、著しい老朽化と耐震性能不足、また内部の使用機器のほとんどが既に更新時期を超えていることから、施設改良工事を平成31、32年度の2カ年で計画しております。これに伴う実施設計業務委託を予定し、資本的収入で企業債の借り入れを1,420万円計上させていただきました。

また、有収率の向上を図ることはもとより、道路陥没等の2次災害を防止することを目的として、地下に埋設されておる水道管の漏水調査を定期的に地域ごとに行っておりますが、平成30年度につきましては、笠松地域において実施いたします。

今後も引き続き水道事業の果たす役割を踏まえ、安心して安定な水道事業の継続に向けた経営に努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、議案の105ページをお開きいただきたいと思います。

第1号提出 平成29年度笠松町土地開発公社決算に関する書類の提出についてであります。

第3号議案の関係でお話しいたしましたが、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成29年度笠松町土地開発公社の決算に関する書類を町議会に提出するものでございます。よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（古田聖人君） お諮りいたします。明3月2日から3月12日までの11日間は議案精読の

ため休会とし、3月13日午前10時から本会議を再開いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明3月2日から3月12日までの11日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（古田聖人君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後1時40分

